



SB36・AWGハイライト

2012年 5月16日 水曜日

午前中と午後、AWG-KP、SBI、SBSTAの多数のコンタクトグループ会合および非公式協議が開催された。AWG-LCAでは、持続可能な開発への公平なアクセスに関するワークショップが会合期間中開催された。

AWG-LCA

AWG-LCAの持続可能な開発への公平なアクセスに関する会合期間中ワークショップは、午前中および午後で開催された。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、締約国に対し、排出削減の世界目標では次の3つの側面での公平さを検討するよう求めた：各国の事情；排出量全体に対する過去および将来の貢献度；気候変動への対応能力。

ストックホルム環境研究所（Stockholm Environment Institute (SEI)）のSivan Karthaは、排出量の世界的ピークおよび各国のピークを考える場合、持続可能な開発への公平なアクセス確保に必要な3つの事項に焦点を当てた：世界全体排出量のピークおよびその後の低下率が、2°C以下の気温上昇の抑制と一致する；限定される温室効果ガス(GHG)予算で、各国が十分な割合を有する；各国が、発展を損なうことなく、利用可能なGHG予算内にとどまれるだけの資金源、技術資源を有する。

エネルギー資源研究所（The Energy and Resources Institute (TERI)）のProdipto Ghoshは、気候変動における公平なアプローチに関しプレゼンテーションを行い、いかなる公平性原則も正式な正当化が求められると強調し、原則を検証すべきだと述べた。

ナウルはAOSISの立場で発言し、公平性、科学、持続可能な開発、生存について議論した。同代表は、適応での公平性を強調し、小島嶼開発途上国(SIDS)は高い適応ニーズを有するが、そのための民間資金はあまりないのが通常であると強調した。同代表は、資金、技術移転、キャパシティビルディングの規模拡大が必要だと指摘し、損失損害に対応するメカニズムはリスク管理ファシリティ、保険の要素で構成され、発現が緩やかな影響にも対応すべきであると付け加えた。

ボリビアは、公平性は、権利と義務を結び付け、気候変動の危機を解決する重要原則であると指摘した。同代表は、公平性に関し、具体的なロードマップを有する長期作業計画の設定を提案した。

インドは、持続可能な開発への公平なアクセスの概念について説明した。同代表は、公平性に焦点を当てることは「行動への躊躇」を反映するものだと受け止め方を否定し、公平性は、むしろ行動を可能にする重要要素であると述べた。同代表は、AWG-LCAおよびADPにおいて、この問題を十分に審議するよう求めた。

スイスは、交渉では緩和、適応、支援の別な形のものとして公平性が登場していると説明し、特に次のものなど、多様な公平性の原則について説明した：支払い能力に焦点をあてる；汚染者負担原則。

SOUTH CENTREは、資金および技術の交渉が重要であると強調し、「公平性が野心への入口だとすると、資金や技術は公平性への入口だ」と付け加えた。

バングラデシュはLDCsの立場で発言し、過去に持続可能でない道をたどって発展した国には、世界的な低炭素経済社会を発展させる第一の責任があると指摘した。

中国は、先進国が累積排出量で現在の大気空間を「過剰に占有」する一方、責任を途上国に押し付け、新しい形の不公平を作り出していると説明した。同代表は、公平性に関する作業計画を設立し、共有ビジョンおよび広範な交渉の考えの下、持続可能な開発への公平なアクセスのさらなる定義付けを要請した。

シンガポールは、国情の違いを踏まえた公平性の定義が課題であると指摘し、自国は代替エネルギー資源において「不利な」立場にある国の一つであると定義した。同代表は、自国は一人当たりの指標のような基準に基づく公式の公平性アプローチは支持しないと述べた。

気候行動ネットワーク(CAN)は、「公平への道筋 (equity corridor)」など公平性に関するおおまかな共通認識を築き、それぞれの立場を理解し主要原則で合意するためのダイアログを構成し、続いてその主要原則を重要問題に適用する、「3段階プロセス」を提案した。

パキスタンは、公平性は各国の国内事情を反映してその定義が異なる中、どのように進めるべきか明確にするよう要請し、シンガポールは、異なる国情を反映する公平性の定義づけが目標であると明言した。アラブ首長国連邦は、国情を公平性の評価に組織的に含める方法に関し、それぞれの意見を議論するよう求めた。

エジプトは、将来行動の礎として、脆弱性の多様な側面に関し議論するよう求めた。これに対し、シンガポールは、国情を考える場合は、高い脆弱性、資産、能力、制約条件など、各国が世界の緩和努力に何を貢献できるかということに影響を与えかねない要素に配慮すると指摘した。



CANは、公平性に関する理解を共有する必要があると強調し、次の点を指摘した：一部の国はプレッジを行っていない；先進国は排出削減範囲の上限方向に動く必要がある；バンカー燃料からの排出量に対応する必要がある。

EUは、将来体制の目標は全締約国が持続可能な開発を達成できるようにし、貧困を撲滅し、気候に耐性のある成長を可能にすることだと指摘した。同代表はUNFCCCの原則が優れた土台となるが、共通するが差異のある責任や各国の能力など、進化しつつあるものを反映させる形で解釈する必要があると説明した。

米国は、持続可能な開発への公平なアクセスでは開発機会に焦点を当てるべきであり、公式アプローチでは、「現実世界では維持できない」結論書を生む結果となると述べた。

ブラジルは、過去の責任は量的な解釈をしやすいと強調し、共有ビジョンおよびレビューに示される持続可能な開発への公平なアクセスについて詳細を説明した。

オーストラリアは、公平性に関する疑問は、一元的な公式や「一つの瞬間を切り取ったスナップ写真 (snapshots in time)」で答えられるものではないと強調した。

エジプトは、気候変動緩和努力は費用がかかり、主に途上国の国家予算に深刻な制約を加えると指摘し、途上国に強力な緩和要求を課す場合、どの程度なら公平かつ平等と言えるかどうかを問うた。同代表は、ワークショップの成果を他の条約の組織にも提供し、公平性に関する作業計画を立てるよう求めた。

議論が進む中、ニュージーランドは、UNFCCCでは継続して公平性を適用しており、この中には次のものが含まれると指摘した：意思決定プロセス；各種制度の設置；定義付けのない中での行動遂行。同代表は、各国の国情の違いを認識した上で、全ての国がそれぞれの能力に応じた緩和努力に参加する必要があると強調した。南アフリカは、条約の原則の運用面を理解するため、さらなる作業を求めた。フィリピンは、排出削減を開発から切り離す戦略について質問し、オーストラリアとともに、炭素価格の問題を指摘し、EUは、カーボン・リーケージを回避する世界的な行動を求めた。

EUは、今後の進め方に関し、公平性のみの議論は効果がないと指摘し、緩和と適応に焦点を当てるよう求めた。

審議の概要報告書が作成される。

コンタクトグループおよび非公式協議

技術 (SBI/SBSTA)：午前中の非公式協議で、締約国は、気候技術センター(CTC)設置場所案の評価報告書(FCCC/SBI/2012/INF.4)および理事会問題について議論した。

CTCを設置する組織は、3つに絞り込んだ候補リストから選択されることが指摘された。具体的には：国連環境計画；地球環境ファシリテーター；Det Norske Veritas ASである。この3つの候補組織は、木曜日午前中、このグループの会合で発言する。

締約国は、設置合意で提案される要素に関する説明を受けた：ホスト国内でのCTCの立場；資金面および人員配置のアレンジ；技術執行委員会 (TEC)との関係；他のUNFCCC機関との協力。

一部の締約国は、選択プロセスの詳細な時間枠を要求し、他の締約国は、2013年までにホスト組織を選択する必要があると繰り返した。締約国は、最も評価の高い組織が交渉での基準と合致しない場合の代替手法を要求し、一部のものは交渉プロセスの透明性が必要だと強調した。

締約国は、理事会が性別、地域別、利害関係を代表しているかなど、その構成、責任、および参加性の問題も短時間議論した。

CDM理事会の決定に対する上訴 (SBI)：午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は、CDM理事会の決定に対する上訴に関する共同議長の文書草案を審議した。

上訴機関メンバーの資格基準に関し、ボリビアは、環境問題、社会経済問題に関する専門知識を有すべきと強調した。グレナダは、技術的な根拠に関しても上訴ができると指摘し、メンバーの技能の詳細リスト、または「関連の経験10年」を有すとの記載を提案した。オーストラリアは、上訴機関の機能とメンバーに要求される技能リストとのリンクを強調した。同代表は、不偏性が必要だと強調し、外部の技術的な補助を求めるための法律専門家の可能性にも焦点を当てた。

グレナダは、タイの支持を受け、メンバーはいかなる政府とも関係のあるものであってはならないとの必要条件の削除を提案した。オーストラリアは、この項目の保持を希望し、上訴組織のメンバーがCDM交渉に関わっている場合を強調した。EUは、上訴組織自体による公平無私および独立性に関する行動規定の作成を提案した。

締約国は、上訴組織の構成および意思決定に必要な定足数など、内部管理についても議論した。

CDM WATCHは信頼性や正義を受ける権利の重要性に注目し、CDMの決定で影響を受ける全てのものが懸念を提起できる、広範な法的立場および法的プロセスが必要であると強調した。

交渉は継続する。

国別適応計画 (SBI)：午前中の非公式協議において、締約国は、LDCsのための国別適応計画(NAPs)の策定および実施に対する資金面および非資金面のアレンジの問題 (FCCC/CP/2011/9/Add.1)を議論した。会議はオブザーバーにも公開された。



締約国は、LDCs のNAPプロセスに対する資金援助および技術支援推進では制度上の問題が重要であると強調した。多数のLDC締約国が、支援の必要な分野を説明し、国家の開発政策に適応策を統合するためには国家の能力向上が必要だと指摘した。

締約国は、次回会合に提起する文書草案へのインプットを提出する。

政府間会合のアレンジ：午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は、COP18およびCMP8の構成、将来の会合期間、およびオブザーバーの参加について審議した。(FCCC/SBI/2012/11)

G-77/中国およびロシアは、資金面での制約があることを認識する一方、ボンとドーハの間に交渉期間を追加する必要があると強調した。米国はカナダとオーストラリアの支持を受け、交渉会合ではなく、ワークショップの開催を提案した。インドと南アフリカは、ワークショップは交渉プロセスに統合できると述べた。事務局は、提案されているバンコクでの会合期間外会合に必要な資金を確保する期限は、来週金曜日であると確認した。

SBI議長のChruszczowは、東欧諸国に対し、可能な限り早期に COP 19およびCMP 9開催の提案をするよう奨めた。

同議長は結論書草案を作成し、交渉は継続する。

LULUCF (SBSTA)：午後のコンタクトグループ会合で、共同議長のPeter Iversen (デンマーク)は、決定書2/CMP.7 (LULUCF)がSBSTAに次の項目の審議を要求していると強調した：包括的な算定； CDMの下でのLULUCFの活動を追加する可能性； CDMの下での非永続性のリスクに対応する別な手法；追加性の概念適用における規則および手順。

締約国は、作業に優先度をつけ、技術的側面および経験に注目し、最初の3つの作業に関するものなど、文書を提出することで合意した。

ブラジルは、CDMの下での非永続性、特に可逆性の責任、バッファーへの配慮、保険とその影響などの問題に注目した。ベラルーシは、「永続性 (permanence)」達成の議論には時間が必要だと説明した。EUは、非永続性への対応が、特に異なる約束期間において、どうなるか議論するよう提案した。

共同議長が結論書草案を作成する。

レジストリのプロトタイプ(SBI)：NAMAレジストリのプロトタイプを審議するコンタクトグループは午後1時に会合し、Elina Bardram (EU)および Wondwossen Sintayehu (エチオピア)が共同議長を務めた。

事務局は、NAMAレジストリの機能に関し簡単な説明を行った。EUはケニアの支持を受け、このレジストリはプロジェクトと資金源を結び付けることに価値があるとし、他のMRV要件で代替されるべきでない指摘した。

ブラジルは、このレジストリにアクセスする権利は、各国のUNFCCC窓口に留保されるべきだと述べ、チリ、シンガポール、カナダ、韓国、南アフリカもこれを支持した。日本は、レジストリの技術能力を複雑化する可能性があるとし、プロトタイプの過剰負担に慎重な意見を示した。

マリはアフリカグループの立場で発言し、自国の他のNAMA利害関係者に配布するレジストリのマニュアルを要請し、米国、フィリピン、アンティグア・バーブーダもこれを支持した。

共同議長が月曜日の非公式協議で議論する結論書草案をまとめる。

附属書 I の更なる排出削減 (AWG-KP) : 午前および午後のAWG-KPスピノフグループ会合で、附属書 I 締約国は、QELROsの提出文書 (FCCC/KP/AWG/2012/MISC.1 and Add.1)に関するプレゼンテーションを行った。

スイスは、2013-2020年の間に1990年比で少なくとも20%排出を削減し、他の先進国が同等の排出削減を約束し、経済的に発展している途上国が差異のある責任およびそれぞれの能力に応じて、相応の貢献を行うなら、この目標を30%に引き上げる可能性があるとの自国の約束について説明した。

ノルウェーは、2020年までに30% という自国の排出削減目標について説明し、主要排出国が2°C目標に合致する排出削減で合意する2012年以降の世界的および包括的な合意の一環として、40%に引き上げる可能性がある」と述べた。

EUは、2020年までに1990年比で20%という排出削減目標について論じ、他の先進国が同等の削減を約束し、途上国がそれぞれの差異のある責任およびそれぞれの能力に応じる適切な貢献を行うなら、世界的包括的な合意の一部として30%の削減目標を行う意思があると繰り返し発言した。

ニュージーランドは、1990年比で10-20%の排出削減という自国の約束について説明し、次の条件があると述べた：世界的な合意により気温上昇が2°Cに抑えられる；先進国が同等の努力をする；先進的かつ主要な排出国である途上国がそれぞれの能力に応じた行動をとる；LULUCFについて有効な一連の規則がある；国際炭素市場に依存できる。

リヒテンシュタインは、2013年から2020年の間に1990年比で少なくとも20%排出削減との約束を提示し、他の先進国が同等な約束をし、経済的に発展している途上国が適切な緩和行動をとるなら、野心度を30%にまで引き上げることが可能だと述べた。

カザフスタンは、2020年までに15%の削減を約束し、母国の基準年を1992年から1990年に更新するよう求めた。アイスランドは、EUとの共同努力による30%削減を約束し、EU排出取引スキームへの参加を強調した。

議論の中で参加者は特に次の点を取り上げた： 2013-2020年のQELROs決定方式；LULUCFの利用；野心度引き上げの方法；約束を上限に引き上げる条件；議定書の環境十全性への影響；AAUs繰り越し分算定方法；市場メカニズムでのオフセット利用の影響；既存の国内法制。

交渉が続けられる。

廊下にて

ボンの第3日、多数の参加者が、公平性に関する実質的な議論、SBIおよびSBSTAの下での多数のコンタクトグループおよび非公式協議で取り上げられた題目での実質的な議論で一日を費やした。

さらにAWG-LCAにおける作業中断を避けるため、審議の進行方法を明確にすべく議論した。「可能な限り早期に解決すべく努力している」とある参加者は、夕方のAWG-LCA議題に関する非公式協議に向かいつつ言い、「ドーハ会合までの作業が多すぎ、議題書で行き詰っている。」とも述べた。夜遅く、AWG-LCAの議題書での合意が報告された。ある参加者は、廊下で安堵と喜びを表現し、成果文書には「一部の問題の審議はすでに終了済み」であるとする脚注が含まれていると説明した。

しかし今後の先行きを見透かした参加者の一部は、提案されているバンコク会議をとりまく資金上の制約について懸念し、ドーハの前に会合を追加することに一部の国が「熱意を示していない」として懸念を表明した。

木曜日にADP開会プレナリーが予定される中、この新しい組織の議長が誰になるか、関心が高まっている。3名の候補者のうち2名がG-77/中国のものであり、参加者は、24時間でこの問題をどう解決するか、憶測していた。噂されている戦略の中には、開会会合に間に合うような合意を得るべく、深夜までの会合となる可能性もささやかれている。

GISPRI仮訳